

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成27年4月6日

月曜日

第3893号

目次

告示

- 指定障害福祉サービス事業の廃止 1
- 指定障害福祉サービス事業者の指定

公告

- 景観づくり住民協定の公表 2
- 土地改良区の役員の就退任 10
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

~~~~~

## 告示

~~~~~

富山県告示第180号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条第2項の規定により公示する。

平成27年4月6日

富山県知事 石井 隆一

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
居宅介護、重度訪問介護	平成27年3月31日	1611900117	社会福祉法人 小杉福祉会	射水市池多822番地	エスポワールこすぎヘルパーステーション	射水市池多822番地

富山県告示第181号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成27年 4 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労継続支援B型	平成27年4月1日	1610700179	社会福祉法人にいかわ苑	下新川郡入善町榎山3410番地の1	シェアフィールドひまわり	黒部市金屋464番地1

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

景観づくり住民協定の公表

富山県景観条例（平成14年富山県条例第45号）第13条第1項の規定により、次のとおり景観づくり住民協定（以下「協定」という。）を締結した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公表する。

平成27年 4 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 協定の名称

五鹿屋第8常会散居景観まちづくり協定

2 協定の目的

砺波平野に広がる歴史的・文化的資産である散居景観を、現在の生活様式に合わせて守り、育て、次の世代に引き継ぎ、さらに磨きをかけて活用することで魅力あるまちづくりを進めることを目的とする。

3 協定の対象となる区域

砺波市花島、及び荒高屋の一部の区域（別紙図面のとおりに）

4 協定者の数

26名

5 協定の内容

- (1) 協定者は、協定区域内の景観が良好に保たれるよう砺波市景観まちづくり計画に定める景観まちづくりの基準を遵守するものとする。
- (2) 協定者は、建築物の敷地内の緑化及び樹木等の適正な維持管理を行うものとし、各号の基準を遵守するものとする。
 - ア 敷地内の樹木は、間伐、枯損又は危険な樹木、自家の生活の用に必要な樹木を除き伐採しない。ただし、やむを得ず伐採する場合は、新たに高さ 3メートル以上となる樹木（伐採した樹木と同数）の植栽を行う。
 - イ 敷地内に高さ 3メートル以上となる樹木を 5本以上保有する。5本以上保有していない場合は、不足する本数の苗木を、協定を締結した日から起算して 1年以内に植栽する。
 - ウ 本協定区域内に住む高齢者や障害者等が自ら行うことが困難な樹木の管理や落ち葉の処理等を共同して行う。
- (3) 協定者は、建築物の新築又は移転、増築又は改築、模様替えを行う場合には、位置・高さ、形態・意匠、色彩について、各号の基準を遵守するものとする。
 - ア 建築物（車庫等を含む。）の屋根は、黒色、灰色、茶色又はそれらの系統色とし、砺波市景観まちづくり計画に定めるお薦めの色とする。
 - イ 建築物の外観は、白色、黒色、灰色、茶色又はそれらの系統色とし、砺波市景観まちづくり計画に定めるお薦めの色とする。
 - ウ 建築物の増築を行う場合は、既存建築物と同様の形態・意匠とし、相互に調和してまとまりのあるものとする。
- (4) 協定者は、既存の建築物についても周辺の景観と調和するよう努めるものとする。
- (5) 協定者は、協定区域内（空き家を含む。）の美化（除草・清掃活動、花植え活動）に努めるものとする。
- (6) 協定者は、地域ぐるみ、家族ぐるみで魅力ある散居景観を保全・形成するよう努めるものとする。
- (7) 協定者は、生垣を敷地に設置するよう努めるものとする。

6 協定締結年月日

平成27年1月4日

7 協定有効期限

平成37年1月3日

(「別紙図面」は、省略し、富山県土木部建築住宅課及び砺波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

景観づくり住民協定の公表

富山県景観条例(平成14年富山県条例第45号)第13条第1項の規定により、次のとおり景観づくり住民協定(以下「協定」という。)を締結した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公表する。

平成27年4月6日

富山県知事 石 井 隆 一

1 協定の名称

松ノ木散居委員会散居景観まちづくり協定

2 協定の目的

砺波平野に広がる歴史的・文化的資産である散居景観を、現在の生活様式に合わせて守り、育て、次の世代に引き継ぎ、さらに磨きをかけて活用することで魅力あるまちづくりを進めることを目的とする。

3 協定の対象となる区域

砺波市柳瀬の一部の区域(別紙図面のとおり)

4 協定者の数

23名

5 協定の内容

(1) 協定者は、協定区域内の景観が良好に保たれるよう砺波市景観まちづくり計画に定める景観まちづくりの基準を遵守するものとする。

(2) 協定者は、建築物の敷地内の緑化及び樹木等の適正な維持管理を行うものとし、各号の基準を遵守するものとする。

ア 敷地内の樹木は、間伐、枯損又は危険な樹木、自家の生活の用に必要な樹

木を除き伐採しない。ただし、やむを得ず伐採する場合は、新たに高さ3メートル以上となる樹木（伐採した樹木と同数）の植栽を行う。

イ 敷地内に高さ3メートル以上となる樹木を5本以上保有する。5本以上保有していない場合は、不足する本数の苗木を、協定を締結した日から起算して1年以内に植栽する。

ウ 本協定区域内に住む高齢者や障害者等が自ら行うことが困難な樹木の管理や落ち葉の処理等を共同して行う。

(3) 協定者は、建築物の新築又は移転、増築又は改築、模様替えを行う場合には、位置・高さ、形態・意匠、色彩について、各号の基準を遵守するものとする。

ア 建築物（車庫等を含む。）の屋根は、黒色、灰色、茶色又はそれらの系統色とし、砺波市景観まちづくり計画に定めるお薦めの色とする。

イ 建築物の外観は、白色、黒色、灰色、茶色又はそれらの系統色とし、砺波市景観まちづくり計画に定めるお薦めの色とする。

ウ 建築物の増築を行う場合は、既存建築物と同様の形態・意匠とし、相互に調和してまとまりのあるものとする。

エ 建築物は2階建てまでの和風造りとする。

(4) 協定者は、既存の建築物についても周辺の景観と調和するよう努めるものとする。

(5) 協定者は、協定区域内（空き家を含む。）の美化（除草・清掃活動、花植え活動）に努めるものとする。

(6) 協定者は、地域ぐるみ、家族ぐるみで魅力ある散居景観を保全・形成するように努めるものとする。

(7) 協定者は、冬季にあっては地域ぐるみ、家族ぐるみで、敷地内の松などに雪釣りを施工し、魅力ある景観を形成するように努めるものとする。

(8) 生け垣を敷地の周囲に設置するよう努めるものとする。

6 協定締結年月日

平成27年1月24日

7 協定有効期限

平成37年1月23日

(「別紙図面」は、省略し、富山県土木部建築住宅課及び砺波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

景観づくり住民協定の公表

富山県景観条例(平成14年富山県条例第45号)第13条第1項の規定により、次のとおり景観づくり住民協定(以下「協定」という。)を締結した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公表する。

平成27年4月6日

富山県知事 石 井 隆 一

1 協定の名称

五鹿屋第二常会散居景観まちづくり協定

2 協定の目的

砺波平野に広がる歴史的・文化的資産である散居景観を、現在の生活様式に合わせて守り、育て、次の世代に引き継ぎ、さらに磨きをかけて活用することで魅力あるまちづくりを進めることを目的とする。

3 協定の対象となる区域

砺波市五郎丸の一部の区域(別紙図面のとおり)

4 協定者の数

44名

5 協定の内容

(1) 協定者は、協定区域内の景観が良好に保たれるよう砺波市景観まちづくり計画に定める景観まちづくりの基準を遵守するものとする。

(2) 協定者は、建築物の敷地内の緑化及び樹木等の適正な維持管理を行うものとし、各号の基準を遵守するものとする。

ア 敷地内の樹木は、間伐、枯損又は危険な樹木、自家の生活の用に必要な樹木を除き伐採しない。ただし、やむを得ず伐採する場合は、新たに高さ3メートル以上となる樹木(伐採した樹木と同数)の植栽を行う。

イ 敷地内に高さ3メートル以上となる樹木を5本以上保有する。5本以上保有していない場合は、不足する本数の苗木を、協定を締結した日から起算して1年以内に植栽する。

ウ 本協定区域内に住む高齢者や障害者等が自ら行うことが困難な樹木の管理や落ち葉の処理等を、依頼に応じ共同して行う。

エ 敷地内樹木維持の為、新芽の時期には各戸の実情に即し庭木防除を実施する。

(3) 協定者は、建築物の新築又は移転、増築又は改築、模様替えを行う場合には、位置・高さ、形態・意匠、色彩について、各号の基準を遵守するものとする。

ア 建築物（車庫等を含む。）の屋根は、黒色、灰色、茶色又はそれらの系統色とし、砺波市景観まちづくり計画に定めるお薦めの色とする。

イ 建築物の外観は、白色、黒色、灰色、茶色又はそれらの系統色とし、砺波市景観まちづくり計画に定めるお薦めの色とする。

ウ 建築物の増築を行う場合は、既存建築物と同様の形態・意匠とし、相互に調和してまとまりのあるものとする。

エ 建築物は、極力2階建てまでの和風造りとする。

オ 建築物は自然素材を活用したものを使用するよう努力する。

カ 建築物の屋外設備機器は可能な限り遮へいし、道路や公園などの公共空間側へ露出して設置する場合は、建築物本体と調和するよう同系色とする。

(4) 協定者は、既存の建築物についても周辺の景観と調和するよう努めるものとする。

(5) 協定者は、協定区域内（空き家を含む。）の美化（除草・清掃活動、花植え活動）に努めるものとする。

(6) 協定者は、地域ぐるみ、家族ぐるみで魅力ある散居景観を保全・形成するよう努めるものとする。

6 協定締結年月日

平成27年2月5日

7 協定有効期限

平成37年2月4日

(「別紙図面」は、省略し、富山県土木部建築住宅課及び砺波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

景観づくり住民協定の公表

富山県景観条例（平成14年富山県条例第45号）第13条第1項の規定により、次のとおり景観づくり住民協定（以下「協定」という。）を締結した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公表する。

平成27年4月6日

富山県知事 石 井 隆 一

1 協定の名称

大坪自治会散居景観まちづくり協定

2 協定の目的

砺波平野に広がる歴史的・文化的資産である散居景観を、現在の生活様式に合わせて守り、育て、次の世代に引き継ぎ、さらに磨きをかけて活用することで魅力あるまちづくりを進めることを目的とする。

3 協定の対象となる区域

砺波市東保の一部の区域（別紙図面のとおり）

4 協定者の数

45名

5 協定の内容

(1) 協定者は、協定区域内の景観が良好に保たれるよう砺波市景観まちづくり計画に定める景観まちづくりの基準を遵守するものとする。

(2) 協定者は、建築物の敷地内の緑化及び樹木等の適正な維持管理を行うものとし、各号の基準を遵守するものとする。

ア 敷地内の樹木は、間伐、枯損又は危険な樹木、自家の生活の用に必要な樹木を除き伐採しない。ただし、やむを得ず伐採する場合は、新たに高さ3メートル以上となる樹木（伐採した樹木と同数）の植栽を行う。

イ 敷地内に高さ3メートル以上となる樹木を5本以上保有する。5本以上保

有していない場合は、不足する本数の苗木を、協定を締結した日から起算して1年以内に植栽する。

ウ 本協定区域内に住む高齢者や障害者等が自ら行うことが困難な樹木の管理や落ち葉の処理等を共同して行う。

エ 生け垣を敷地の周囲に設置する。

(3) 協定者は、建築物の新築又は移転、増築又は改築、模様替えを行う場合には、位置・高さ、形態・意匠、色彩について、各号の基準を遵守するものとする。

ア 建築物（車庫等を含む。）の屋根は、黒色、灰色、茶色又はそれらの系統色とし、砺波市景観まちづくり計画に定めるお薦めの色とする。

イ 建築物の外観は、白色、黒色、灰色、茶色又はそれらの系統色とし、砺波市景観まちづくり計画に定めるお薦めの色とする。

ウ 建築物の増築を行う場合は、既存建築物と同様の形態・意匠とし、相互に調和してまとまりのあるものとする。

エ 建築物は2階建てまでの和風造りとする。

オ 建築物と道路の間に緑地帯を設ける。

カ 建築物には、石材や木材などの自然素材を使用する。

キ 建築物の屋外設備機器は遮へいし、道路や公園などの公共空間側へ露出して設置する場合は、建築物本体と調和するよう同系色とする。

(4) 協定者は、既存の建築物についても周辺の景観と調和するよう努めるものとする。

(5) 協定者は、協定区域内（空き家を含む。）の美化（除草・清掃活動、花植え活動）に努めるものとする。

(6) 協定者は、地域ぐるみ、家族ぐるみで魅力ある散居景観を保全・形成するよう努めるものとする。

6 協定締結年月日

平成27年2月10日

7 協定有効期限

平成37年2月9日

（「別紙図面」は、省略し、富山県土木部建築住宅課及び砺波市役所に備え置い

て縦覧に供する。)

土地改良区の役員の退任

小矢部市土地改良区の役員であった次の者が平成27年2月28日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年4月6日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	石 尾 太 八	小矢部市埴生 240番地

土地改良区の役員の就任

鷹栖口用水土地改良区の役員に次の者が平成27年3月24日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年4月6日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	柴 田 外 幸	砺波市鷹栖2270番地

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成27年4月6日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

(種類) 八尾都市計画道路

(名称) 3・4・6号 八尾駅福島線

3・4・1号 諏訪町上野線

3・5・11号 上野南部線

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 4 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類

八尾都市計画特別用途地区

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 4 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類

八尾都市計画高度地区

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 4 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類

八尾都市計画用途地域